

役員等報酬規程

社会福祉法人 清遊の家

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清遊の家（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事長、理事、監事、評議員、顧問をいう。

2 理事長は、週3日以上勤務する常勤とし、理事、監事、評議員、顧問は、週3日未満勤務する非常勤とする。

(報酬の種類)

第3条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- 1 固定報酬
- 2 変動報酬
- 3 非常勤役員等の旅費または必要経費等
- 4 役員等の出張旅費

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬の額は、予算の範囲内で理事会の議決により別紙に定める。なお、職員を兼務する理事長においては、報酬は支給しない。

(支給日)

第5条 理事長の固定報酬は、当月の1日から末日までの期間分、変動報酬については、前月の16日から当月の15日までの期間分を当月の25日に指定された金融機関へ振込みにより支払う。

ただし、その日が休日に当たるときは、その前日であってその日に最も近い休日でない日に支払う。

2 経営等に係る分担業務に従事した役員等の報酬については、原則として業務の終了日に支給する。

(経営等に係る分担業務に従事した役員等の報酬)

第6条 理事長が委嘱した経営等に係る分担業務（理事会及び評議員会を除く。）に従事した役員等の報酬についても別紙に定め、第4条の手続きにより支払う。

(控除)

第7条 前第4条及び第6条に関しては報酬額から所得税を控除するものとする。

(非常勤役員等の旅費)

第8条 非常勤役員等が理事会または評議員会に出席したときは、「非常勤役員等の旅費に関する規程」に基づき旅費を支払う。

(出張旅費)

第9条 役員等が業務のため出張したときは、「旅費規程」に準じて出張旅費を支払う。

(災害補償)

第10条 非常勤役員等に対する災害補償として、非常勤役員等を被保険者とし、法人を保険金受取人とする「非常勤役員災害補償保険」に加入する。

2 前項の非常勤役員災害補償に関する規定は、東京都社会福祉協議会が当保険更改時に提案する「非常勤役員災害補償規定」を適用するものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報

酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は、平成13年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成27年 1月 1日から改正する。

この規程は、平成28年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から改正する。

役員等報酬規程（別紙）

1. 理事長の報酬

- (1) 理事長の報酬については、3. 報酬区分（1）の固定報酬と勤務日に応じた3. 報酬区分（2）の変動報酬を合算して支給する。
ただし、3. 報酬区分（2）の変動報酬の支払対象勤務日数は、10日を上限とする。
- (2) 変動報酬の業務区分は、3. 特に重要な業務とする。
- (3) 事故等により外部理事の職務代理者が職務に就く場合には、理事長への支給を休止して職務代理者に支給する。また、内部理事の職務代理者が職務に就く場合には、理事長への支給を停止するが、職務代理者への支給は行なわない。

2. 経営等に係る分担業務に従事した役員等の報酬

- (1) 理事、評議員、監事、顧問が3.（2）の業務を行った場合、勤務日数に応じ、3.（2）の変動報酬を支給する。
- (2) 業務区分については、その都度理事長が定める。

3. 報酬区分

(1) 固定報酬（月の1日から末日まで期間）

区 分	報 酬 月 額	摘 要
固定報酬	100,000円	

(2) 変動報酬（1日毎）

業務区分	従事時間	報 酬 額	旅 費
1. 簡易な業務 外部会議への出席 ・資料の提供・情報 の収集。関係機関 との交渉等	1. 5時間未満	8,000円	実費弁償
	2. 5時間以上	12,000円	5,000円
2. 重要な業務 経営分析・業務の 調査・効果測定等	1. 5時間未満	12,000円	実費弁償
	2. 5時間以上	16,000円	5,000円
3. 特に重要な業務 理事長の業務・職 員の研修・実務指 導・重要な資料の 作成等	1. 5時間未満	16,000円	実費弁償
	2. 5時間以上	20,000円	5,000円